

下請負基本契約約款

株式会社 共 生

(平成13年11月 1日制定)
(平成27年 1月 5日改訂)
(令和 5年 7月20日改訂)
(令和 7年 9月30日改訂)

下請負基本契約約款

株式会社 共生（以下甲という）が 下請負人（以下乙という）対し、甲と発注者との契約（以下元請契約という）にかかる工事（以下元請工事という）の一部について、乙との間に締結される下請負契約についての基本契約約款（以下本基本契約約款という）を定める。

第1条 （総 則）

乙は、甲が発注する元請工事の一部について「注文書」、「発注仕様書」に定めるものの他、この基本契約約款に基づき、図面・仕様書・その他の書類（以下購買文書という）に従い、誠実に履行し、工事を完成させるものとする。この約款の各条項に基づく協議、承認、通知、指示、請求等は原則として書面により行うものとする。

第2条 （適用範囲）

甲が発注し、乙が施工する個別工事について、「注文書」、「発注仕様書」、「設計図書」等に特別の定めのない事項は、全て本基本契約約款に定めるところによる。但し、工事に関して設計図書に明示されていない事項については、甲乙協議のうえ決定する。但し軽微なものについては、乙は甲の指示に従う。

第3条 （個別工事の契約）

甲は個別工事について設計図書に基づき、予め乙の見積書を審査の上「注文書」を発行し、乙はこれに対し「注文請書」を提出する事により個別工事の契約（以下個別契約という）が成立する。

第4条 （工事計画書等の提出）

乙は個別契約につき甲の要求があった場合には施工に伴う請負代金内訳書、工程表、施工図、施工要領書等の工事計画書を作成し、遅滞なく甲に提出して承認を受けなければならない。

第5条 （法令等の遵守義務）

- 1 甲及び乙は、個別工事の施工にあたり建設業法、その他の施工、安全、衛生、労働者の使用等に関する法令、及びこれらの法令に基づく監督官公庁の行政指導を遵守する。
- 2 甲は乙に対し、前項に規定する法令及びこれらの法令に基づく監督官公庁の行政指導による必要な指示・指導を行い、乙はこれに従うものとする。

第6条 （労働安全管理等）

- 1 乙はその被用者、又は乙の下請負人の被用者の業務上の災害補償について、労働基準法第87条第2項に定める使用者としての補償引受の責を負う。
- 2 乙は労働者災害補償保険（以下、労災保険という）には必ず加入すること。乙が一人親方等、労災保険法の強制適用外の者に工事の一部を発注するときは、同法第33条に定める労災保険の特別加入をさせなければならない。
- 3 乙は個別工事の施工にあたり、適切に教育・訓練された要員及び必要な有資格者を配置しなければならない。
- 4 労災保険の取扱については、甲が発注者との元請契約の場合、甲が加入する労災保険による。但し、乙若しくはその被用者、又は乙の下請負人若しくはその被用者の責による労災保険法に定める不正受給、故意又は重大な過失による事故などに係る徴収金の甲の事業主負担分については乙がこれを負担する。
- 5 乙は労災安全協議会に加入する。但し、甲が加入の必要を認めない場合はこの限りではない。

第7条 （安全衛生の確保等）

乙は個別工事の施工にあたり常に次の事項に留意し工事の安全と衛生の確保に努めなければならない。

- (1) 作業長又は班長は作業開始前に作業員全員に対して安全衛生対策の為の作業内容、施工方法を説明し適切な指示を与えること。
- (2) 新規の作業員を配置するとき、作業内容を変更するとき、危険又は有害な作業に従事させるときは、当該作業員に対し必ず事前に必要な安全衛生教育を実施すること。
- (3) 作業員に対しては、作業に適した作業着及び保護帽、安全帯、保安器具等を正しく着用させて就労させること。
- (4) 有資格者以外には重機、ダンプ、トラック、連絡車等の車両を絶対に運転させないこと。
- (5) 工事現場内で車両を移動させる場合には、単独で運行させず、必ず誘導員を配置し、その指示に従って移動させること。
- (6) 工事現場で使用する車両には必ず自動車損害賠償責任保険、自動車保険等を付保し、これらと年次点検表の写しを甲に提出しなければならない。
- (7) 工事施工中並びに作業終了後、工事現場内の危険箇所にはバリケード、セフティコーン、安全ロープ、マーカーライト等の保安施設を設置すること。
- (8) 工事現場内は常に整理整頓に心掛け、ゴミ、産業廃棄物、残材、器物等を完全に撤去すること。
- (9) 工事現場内での飲食、喫煙は必ず時間、場所を定めて行い、吸殻入れ、ゴミ入れ等を整備すること。
- (10) 上記各号の指示に従わず規律を乱す作業員は即時退去させること。
- (11) 甲が行う諸行事、集会等並びに一斉片付け・清掃には必ず参加すること。

第8条 （権利義務の譲渡）

- 1 乙は、この契約及び個別契約により生じる権利及び義務を甲の書面による承諾なくして第三者に譲渡してはならない。
- 2 乙は、工事現場に搬入した工事材料もしくは工事仮設物を第三者に売却、貸与又は担保の目的に供して

はならない。

第9条 (一括下請負の禁止等)

乙は、甲の書面による承諾を得ないで、個別工事の全部又は一部を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

第10条 (関係事項の通知)

- 1 乙は甲に対し下記事項を個別契約締結後、遅滞無く届出なければならない。
 - (1) 工事現場に常駐する乙の現場代理人、主任技術者。
 - (2) 乙の雇用管理責任者及び安全管理者。
 - (3) 有資格者名簿、作業者名簿及び法律に定める健康診断受診表並びに当該免許証・講習終了証の写し。
 - (4) 乙が工事現場に持ち込む重機、機械器具、設備の一覧表。
 - (5) 乙が下請負人を使用する場合、建設業法・雇用改善法等に基づく届出書（変更届）－「再下請負通知書様式」。
 - (6) その他、甲が指示する事項。
- 2 乙は甲に対し、前項の各号に掲げる事項について変更があるときは遅滞なく届出をおこなうこと。
- 3 乙は次の各号の一にあたる時は直ちに甲へ通知する。
 - (1) 図面・仕様書の表示が明確でないとき、図面と仕様書が一致しないとき、又は図面・仕様書に誤謬あるいは脱漏があるとき。
 - (2) 図面・仕様書又は甲の指示について乙がこれによって施工することが適当でないと認めたとき。
 - (3) 工事現場の状態・地質・湧水・施工上の制約などについて設計図書・仕様書に示された条件が実際と相違するとき。
 - (4) 工事現場において施工の支障となる予期することのできない事態が発生したとき。

第11条 (作業所長)

甲は自己に代わって個別工事を統括し、乙を指揮・監督すると共に、関連工事がある場合はその調整を図って元請工事を円滑にするために作業所長を置くものとし、その氏名を乙に通知する。

- (1) 作業所長は、この約款並びに個別工事契約に基づく指示、検査、立会、承認などを行う。
- (2) 作業所長は、前項に定める事項を行う為に作業所員にその権限の一部を委任することがある。この場合、作業所長はその氏名及び委任の内容を乙に通知する。

第12条 (工事材料及び工事機器)

- 1 乙は工事材料・建築設備の機器の品質については、設計図書、仕様書に定めるところに従う。設計図書、仕様書にその品質が明示されていないものがあるときは、中等品以上のものを使用する。
- 2 乙は工事材料の使用にあたり、事前に甲の作業所長の承認を得なければならない。
- 3 乙は工事材料の使用にあたり、品質に影響を及ぼすもの並びに甲の指示のあるものについては、必要な検査・試験をおこない、検査に合格したもののみを使用すること。不合格品は遅滞なく工事現場外へ搬出すること。
- 4 乙は工事に使用する重機、機械器具、工具、設備等について常に点検を怠らず、正常な機能を有することを確認して使用する。
- 5 乙は前3項、4項に定められた検査・試験及び点検の結果は不適合時（不合格）の処置も合わせて記録し、甲の要求がある場合は速やかに記録を提出しなければならない。

第13条 (支給材料及び貸与品)

- 1 甲よりの支給材料及び貸与品の明細は個別工事の「設計図書」、「注文書」又は「発注仕様書」に明示する。
- 2 乙は甲よりの支給材料及び貸与品について、善良なる管理者の注意をもって使用又は保管の責を負い、乙の故意又は過失により滅失若しくは毀損した場合には、甲に対し、指定された期間内に現状に復し、又は同種の代替品を納め、若しくは甲の損害を賠償しなければならない。
- 3 甲よりの支給材料（有償支給材料を含む）及び貸与品の使用にあたっては、甲の特段の指示の無い限り前条で定める検査・試験を実施、記録すること。

第14条 (設計図書不適合工事の改造義務)

- 1 乙は個別工事の施工につき、設計図書に適合しない場合において、甲がその改造を請求した場合はこれに従わなくてはならない。
- 2 前項の規定による改造が、乙の責に帰すべき事由による場合には、乙は甲に対し改造費及び工期の延長を請求することはできない。

第15条 (工事の変更、中止等)

- 1 甲は必要があると認めた時は、乙に通知して工事内容を変更し、又は工事の全部若しくは一部の施工を一時中止させることができる。
- 2 工事用地の確保、工事資材の確保ができない等の為、又は天災その他の不可抗力により工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変更した為、乙が工事を施工できないと認められるときは、甲は工事の全部又は一部の施工を中止させる。
- 3 前各号の場合において、工期、請負金額に変更を要するときは、甲・乙が協議してこれを決定する。

第16条 (工期の変更)

- 1 乙は天候の不良等その責めに帰することができない理由、その他正当な理由により工期内に工事を完成することができない場合、甲に対して遅滞なくその理由を明らかにし、工期の延長を求めることができる。
- 2 甲は特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、乙に対し工期の短縮を求めることができる。
- 3 前各項の場合における変更日数、及び必要に応じての請負金額の変更は甲・乙が協議の上これを決定する。甲は変更後の工期を設定するにあたり、建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著

しく短い期間としてはならない。

第 17 条 (事情変更による請負代金の変更)

乙は材料価格等に著しい変動が生じた場合には、甲に対し個別工事の請負代金額の変更を請求できる。変更額は甲・乙協議のうえ定める。協議にあたっては工事に係る価格等の変動の内容、その他の事情等を考慮する。

第 18 条 (臨機の措置)

- 1 乙は災害防止等の為、必要があると認められるときは甲に協力して臨機の措置をとらなければならない。
- 2 乙が前項の規定による措置をとった場合において、その費用は原則として乙の負担とするが、乙が特別の費用を要した場合には、甲と協議の上、その一部又は全部を甲に負担させることができる。

第 19 条 (一般的損害)

工事目的物の引渡前において、工事目的物又は工事材料について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害は、全て乙の負担とする。但し、その損害の内、甲の責に帰すべき事由により生じたものについては甲がこれを負担する。

第 20 条 (第三者に及ぼした損害)

乙は、工事施工に関連して第三者（他の関連工事の請負人及びその被用者等を含む）に損害を及ぼしたときはその損害一切を負担する。但し、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたもの、及び施工に伴い通常避けることができない事象により生じたものについては、甲乙協議のうえ負担割合を決定する。

第 21 条 (天災、その他不可抗力による損害)

天災、その他不可抗力によって、工事の出来形部分、工事の仮設物、現場搬入済の工事材料又は機械器具等に損害を生じたときは、乙の善良なる管理者としての注意義務割合を斟酌して甲乙協議のうえ負担割合を決定する。

第 22 条 (中途及び完成の報告・検査)

- 1 乙は、工事の中途といえども甲の求めの有無にかかわらず必要に応じて、原則として甲備え付けの「工事日報」により報告をすること。乙は工事の引渡し（部分引渡しを含む）迄の養生・保護について適切な時期、資材、手段、方法を用いて実施しなければならない。
- 2 乙は工事施工後外面から明視することのできない水中、地下等の工事にあつては作業所長又は作業所員の立会を受けてから施工すること。
- 3 乙は、甲が途中で検査を行う場合、その検査に合格しなければ次の工程へ進んではならない。但し、作業所長が認めた場合はその限りでない。
- 4 乙は、工事が完成したときは速やかに作業所長に通知し、作業所長は乙の立会のもとに遅滞なく完成確認の検査を行う。
- 5 乙は、前項の検査の合格通知を受けたときは、直ちに甲に対し目的物を引渡さなくてはならない。
- 6 乙は第 3 項、第 4 項の検査に合格しない場合は遅滞なくこれを修補し、改めて作業所長に通知して再検査を求める。
- 7 乙は工事目的物の引渡しにあたり、甲の指示に従って速やかに残材の処置、後片付け、清掃等をおこなう。

第 23 条 (完成前使用)

- 1 甲は必要があると認めるときは、工事の完成前においても工事目的物の全部又は一部を使用することができる。但し、乙は必要があるときはその使用中止を求めることができる。
- 2 前項の場合、甲はその使用部分を善良なる管理者の注意をもって使用するものとし、その使用によって乙に損害を及ぼした場合にはこれを甲乙協議のうえ補償する。

第 24 条 (請負代金の支払方法及び時期)

個別工事の請負代金の支払方法及び時期は「注文書」に定めるところによる。

第 25 条 (秘密の保持)

乙はその被用者及び乙の下請負人又はその被用者に対し、当該工事により知り得た甲の企業秘密並びに施工上の工法、技術に関する情報・知識又は営業上の秘密の一切を個別工事の工事期間中は勿論、完成後であっても他に漏らしてはならない。これに反して生じた有形無形の損害について乙は甲に対し全ての損害の責を負う。

第 26 条 (特許権等)

- 1 乙は第三者の特許権その他の権利となっている施工方法、工事材料、工事中などに施工上使用するときは、その使用に関する一切の責任を負う。但し、甲の指示によって使用するものについてはこの限りではない。
- 2 乙は、個別工事の施工で知り得た、又は甲と共同で開発した施工方法、工事材料、工事中に使用する機器などについて、甲の書面による同意を得ないで使用し、又は特許権等の工業所有権を申請し、あるいは第三者をして申請させてはならない。

第 27 条 (契約不適合責任)

- 1 甲は引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して、契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。但し、その履行の追完に過分の費用を要するときは、甲は履行の追完を請求することができない。
- 2 前項の場合において、乙は甲に不相当の負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 前 1 項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完が無いときは、甲はその不適合の程度に応じて請負代金の減額を請求することができる。但し、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく直ちに請負代金減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、下請負人が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3項に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

第28条 (契約不適合責任期間)

- 1 甲は引き渡された工事目的物に関し、第22条(完成の報告・検査)第5項の規定による引渡しを受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、請負代金の減額の請求又は契約の解除(以下、この条において「請求等」という。)をすることができない。
- 2 前項の規定に係わらず、設備の機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、甲が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、乙はその責任を負わない。但し、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求をすることができる。
- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等、当該請求等の根拠を示して乙の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 甲が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下、この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 甲は第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲内で当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 6 前各号の規定は、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときは適用せず、契約不適合に関する乙の責任については民法の定めるところによる。
- 7 民法637条第1項の規定は契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物の内、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令(平成12年政令第64号)第5条に定める部分の瑕疵(構造耐力又は雨水の侵入に影響のないものを除く。)について請求等を行うことのできる期間は10年とする。この場合において前各号に規定は適用しない。
- 9 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は甲若しくは甲の監督員の指図により生じたものであるときは、甲は当該契約不適合を理由として請求等を行うことができない。但し、乙がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

第29条 (甲の解除権)

- 1 甲は乙が次号の一つに該当するときは、個別契約を解除若しくは取引の停止を行うことができる。
 - (1) 正当な事由が無いのに着工時期が過ぎても着工しないとき。
 - (2) 工期内又は工期経過後相当期間内に工事を完了する見込がないと甲が判断したとき。
 - (3) 施工技術、労務管理、安全衛生管理等が不良で、甲に重大な迷惑を及ぼしたとき、又は及ぼす恐れがあると認められるとき。
 - (4) 甲が発行する品質に関しての「購買先是正処置依頼書」に対し、乙の是正処置が不相当と判断され、相当の期間を定めての再度の是正勧告にも係らず改善されないとき。
 - (5) 乙が自己振出又は引受の手形、小切手を不渡りにしたとき。
 - (6) 乙が第三者より仮差押え、仮処分、強制執行の申立を受け、又は公租公課滞納による督促を受けたとき、若しくは乙につき破産、民事再生、会社整理、会社更生等の申立があったとき。
 - (7) その他本基本契約約款に違反し、若しくは不信の行為があったと甲が認めるとき。
 - (8) 第30条によらないで個別契約の解除を申し出たとき。
- 2 前条により個別契約を解除したときは、甲は工事の出来高部分を検査の上、乙より引き渡しを受ける。この場合、甲は乙の引き渡し部分の請負代金請求権について、甲の乙に対する損害賠償請求権等の債権がある場合には、その債権の対当額をもって全部又は一部を相殺することができる。

第30条 (乙の解除権)

- 1 乙は、次の各号の一に該当する理由があるときは、個別契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 乙の責によらないで個別工事の中止期間が6ヶ月を超えたとき。但し、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後6ヶ月を経過してもなお、その中止が解除されないとき。
 - (2) 第15条により、工事内容を変更した為、請負代金額が6割以上減少したとき。
 - (3) 甲がこの約款及び個別契約に違反し、その違反によって工事を完成することが困難となったとき。
 - (4) 甲が請負代金を支払う能力を欠くことが明らかとなったとき。
- 2 前項により個別契約を解除した場合、工事の出来形部分(但し、設計図書に適合しているものに限る)及び支払の対象となった工事材料を甲へ引き渡すものとし、それに見合う請負代金相当額を甲に請求するものとする。

第31条 (紛争の解決)

- 1 本基本契約約款及び個別契約に関して甲・乙間に紛争を生じた場合には、甲又は乙は当事者双方の合意により選定した第三者又は建設業法による建設工事紛争審査会(以下審査会という)の斡旋又は調停により

解決を図る。

- 2 甲及び乙は、その一方又は双方が前項の斡旋又は調停により紛争を解決する見込が無いと認めたときは、前項の規定にかかわらず審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服するものとする。

第32条 (情報通信の技術を利用する方法)

この約款において書面により行わなければならないとされている承諾、通知、請求等は、建設業法その他の法令に違反していない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。但し、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

第33条 (補 則)

- 1 本基本契約約款及び「注文書」、「発注仕様書」に定めのない事項については、必要に応じて甲・乙協議して定めるものとする。
- 2 甲が定める「下請負基本契約約款」が変更になった場合は、変更後に締結される最初の個別契約に先立って通知するものとする。

以上